

# 出願から権利取得までの流れ(特許)

- : 特許庁の手続き
- : 公報発行
- : 出願人の手続き
- : 第三者の手続き
- : 不服申立手段(出願人、第三者)

- ・先行技術調査
- ・オープン/クローズ戦略(権利化、ノウハウ)
- ・出願方法(特許、実用新案、意匠)
- ・出願補助施策の活用
- ・出願書類の提出方法(郵送、電子出願)

事前検討

出願

出願料: 14,000円

出願日から1年以内

優先権主張を伴う  
新たな出願

出願日から1年6月

出願公開

出願公開公報

※補償金請求権発生

(不請求)

みなし取り下げ

審査請求料:  
118,000円+請求項×4,000円

※審査請求料減免制度あり  
※早期審査制度あり

審査請求

実体審査

(拒絶理由なし)

特許査定

査定等本の送達

査定等本送達日  
から30日以内

特許料納付

設定登録

特許掲載公報

異議申立

無効審判

(方式不備)

(方式完備)

(解消)

出願日から3年以内

補正命令

補正書の提出

(解消せず)

出願却下

(応答なし)

(拒絶理由あり)

拒絶理由通知

(解消せず)

(解消)

意見書・補正書

拒絶査定

査定等本の送達

審判請求料:  
49,500円+請求項×5,500円

※早期審理制度あり

査定等本送達日  
から3月以内

拒絶査定不服審判

審決取消訴訟

特許料  
1-3年:毎年2,100円+請求項×200円  
4-6年:毎年6,400円+請求項×500円  
7-9年:毎年19,300円+請求項×1,500円  
10-20年:毎年55,400円+請求項×4,300円

特許権取得  
存続期間:出願日から20年

※存続期間の延長登録制度あり(最長5年)

※訂正審判(訂正の請求)については省略。